

事 務 連 絡
令和 8 年 10 月 30 日

地 方 厚 生（支）局 医 療 課 都道府県民生主管部(局) 国 民 健 康 保 険 主 管 課（部） 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後 期 高 齢 者 医 療 主 管 課（部）	} 御中
--	------

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について

今般、歯科用貴金属材料の材料価格改定を行い、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」（平成 20 年厚生労働省告示第 61 号）のⅥに規定する特定保険医療材料の算定について、関連する通知を下記のとおり改正し、令和 8 年 12 月 1 日から適用する予定であるので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」（令和 8 年 3 月 5 日保医発 0305 第 2 号）の別紙 1 を次のように改正する。

(別紙 1)

材料料

M002 支台築造

(支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき))

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

1 間接法

(1) メタルコアを用いた場合

- | | |
|----------|-------|
| イ 大臼歯 | 137 点 |
| ロ 小臼歯・前歯 | 85 点 |

(2) ファイバーポストを用いた場合

- | | |
|----------|------|
| イ 大臼歯 | 27 点 |
| ロ 小臼歯・前歯 | 15 点 |

2 直接法

(1) ファイバーポストを用いた場合

- | | |
|----------|------|
| イ 大臼歯 | 27 点 |
| ロ 小臼歯・前歯 | 15 点 |

(2) その他の場合

- | | |
|----------|------|
| イ 大臼歯 | 33 点 |
| ロ 小臼歯・前歯 | 21 点 |

(ファイバーポスト)

- | | |
|--------|------|
| 1 本につき | 58 点 |
|--------|------|

M005 装着

1 歯冠修復物 (1 個につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

- | | |
|---------|------|
| イ 標準型 | 17 点 |
| ロ 自動練和型 | 36 点 |

(2) 歯科用合着・接着材料 II

- | | |
|---------|------|
| イ 標準型 | 10 点 |
| ロ 自動練和型 | 12 点 |

(3) 歯科用合着・接着材料 III

12 点

(4) 歯科用合着・接着材料 IV

4 点

2 仮着 (1 歯につき)

4 点

3 口腔内装置等の装着の場合 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

- | | |
|---------|------|
| イ 標準型 | 17 点 |
| ロ 自動練和型 | 36 点 |

(2) 歯科用合着・接着材料 II

- | | |
|---------|------|
| イ 標準型 | 10 点 |
| ロ 自動練和型 | 12 点 |

(3) 歯科用合着・接着材料 III

12 点

(4) 歯科用合着・接着材料 IV 又は歯科充填用即時硬化レジン

4 点

M009 充填 (1 窩洞につき)

1 歯科充填用材料 I

- (1) 複合レジン系
 - イ 単純なもの 12 点
 - ロ 複雑なもの 31 点
- (2) グラスアイオノマー系
 - イ 標準型
 - a 単純なもの 7 点
 - b 複雑なもの 18 点
 - ロ 自動練和型
 - a 単純なもの 8 点
 - b 複雑なもの 21 点

2 歯科充填用材料 II

- (1) 複合レジン系
 - イ 単純なもの 4 点
 - ロ 複雑なもの 11 点
- (2) グラスアイオノマー系
 - イ 標準型
 - a 単純なもの 3 点
 - b 複雑なもの 8 点
 - ロ 自動練和型
 - a 単純なもの 6 点
 - b 複雑なもの 17 点

M010 金属歯冠修復（1 個につき）

1 14 カラット金合金

- (1) インレー
 - 複雑なもの 2,401 点
- (2) 4 分の 3 冠 3,001 点

2 金銀パラジウム合金（金 12%以上）

- (1) 大臼歯
 - イ インレー
 - a 単純なもの 589 点
 - b 複雑なもの 1,089 点
 - ロ 5 分の 4 冠 1,371 点
 - ハ 全部金属冠 1,725 点
- (2) 小臼歯・前歯
 - イ インレー
 - a 単純なもの 401 点
 - b 複雑なもの 797 点
 - ロ 4 分の 3 冠 985 点
 - ハ 5 分の 4 冠 985 点
 - ニ 全部金属冠 1,235 点

3 銀合金

- (1) 大臼歯
 - イ インレー
 - a 単純なもの 43 点

b 複雑なもの	75 点
ロ 5 分の 4 冠	97 点
ハ 全部金属冠	119 点
(2) 小臼歯・前歯・乳歯	
イ インレー	
a 単純なもの	27 点
b 複雑なもの	56 点
ロ 4 分の 3 冠（乳歯を除く。）	68 点
ハ 5 分の 4 冠（乳歯を除く。）	68 点
ニ 全部金属冠	87 点
M010-2 チタン冠（1 歯につき）	50 点
M010-3 接着冠（1 歯につき）	
1 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
(1) 前歯	985 点
(2) 小臼歯	985 点
(3) 大臼歯	1,371 点
2 銀合金	
(1) 前歯	68 点
(2) 小臼歯	68 点
(3) 大臼歯	97 点
M010-4 根面被覆（1 歯につき）	
1 根面板によるもの	
(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
イ 大臼歯	589 点
ロ 小臼歯・前歯	401 点
(2) 銀合金	
イ 大臼歯	43 点
ロ 小臼歯・前歯	27 点
2 レジン充填によるもの	
(1) 複合レジン系	12 点
(2) グラスアイオノマー系	
イ 標準型	7 点
ロ 自動練和型	8 点
M011 レジン前装金属冠（1 歯につき）	
1 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	1,538 点
2 銀合金を用いた場合	192 点
M011-2 レジン前装チタン冠（1 歯につき）	50 点
M015 非金属歯冠修復（1 歯につき）	
1 レジンインレー	
(1) 単純なもの	31 点
(2) 複雑なもの	43 点
2 硬質レジンジャケット冠	
(1) 歯冠用加熱重合硬質レジン	8 点
(2) 歯冠用光重合硬質レジン	183 点

M015-2 CAD／CAM冠（1 歯につき）

1 前歯

CAD／CAM冠用材料（Ⅳ） 328 点

2 小臼歯

(1) CAD／CAM冠用材料（Ⅰ） 169 点

(2) CAD／CAM冠用材料（Ⅱ） 142 点

3 大臼歯

(1) CAD／CAM冠用材料（Ⅲ） 273 点

注 CAD／CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「2 小臼歯」により算定する。

(2) CAD／CAM冠用材料（Ⅴ） 615 点

M015-3 CAD／CAMインレー（1 歯につき）

1 小臼歯

(1) CAD／CAM冠用材料（Ⅰ） 169 点

(2) CAD／CAM冠用材料（Ⅱ） 142 点

2 大臼歯

CAD／CAM冠用材料（Ⅲ） 273 点

注 CAD／CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「1 小臼歯」により算定する。

M016 乳歯冠（1 歯につき）

1 乳歯金属冠

30 点

2 その他の場合

乳歯に対してジャケット冠を装着する場合

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

1 歯につき

1 点

M016-3 既製金属冠（1 歯につき）

29 点

M017 ポンティック（1 歯につき）

1 鑄造ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）

イ 大臼歯

1,985 点

ロ 小臼歯

1,495 点

(2) 銀合金

大臼歯・小臼歯

91 点

2 レジン前装金属ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合

イ 前歯

1,193 点

ロ 小臼歯

1,495 点

ハ 大臼歯

1,985 点

(2) 銀合金を用いた場合

イ 前歯

116 点

ロ 小臼歯

116 点

ハ 大臼歯

116 点

M017-2 高強度硬質レジンブリッジ（1 装置につき）

1,068 点

M017-3 チタンブリッジ（1 装置につき）

161 点

M018 有床義歯

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

1 局部義歯（1床につき）

- | | |
|----------------|----|
| (1) 1歯から4歯まで | 2点 |
| (2) 5歯から8歯まで | 3点 |
| (3) 9歯から11歯まで | 5点 |
| (4) 12歯から14歯まで | 7点 |

2 総義歯（1顎につき） 10点

M018-2 3次元プリント有床義歯

1 3次元プリント有床義歯歯冠部用材料（1歯につき） 6点

2 3次元プリント有床義歯義歯床用材料（1顎につき） 203点

M019 熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき）

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき） 35点

M020 鑄造鉤（1個につき）

1 14カラット金合金

(1) 双子鉤

イ 大・小臼歯 3,154点

ロ 犬歯・小臼歯 2,566点

(2) 二腕鉤（レストつき）

イ 大臼歯 2,566点

ロ 犬歯・小臼歯 1,970点

ハ 前歯（切歯） 1,517点

2 金銀パラジウム合金（金12%以上）

(1) 双子鉤

イ 大・小臼歯 1,588点

ロ 犬歯・小臼歯 1,242点

(2) 二腕鉤（レストつき）

イ 大臼歯 1,090点

ロ 犬歯・小臼歯 948点

ハ 前歯（切歯） 879点

3 鑄造用コバルトクロム合金 6点

M021 線鉤（1個につき）

1 不銹鋼及び特殊鋼 5点

2 14カラット金合金

(1) 双子鉤 1,475点

(2) 二腕鉤（レストつき） 1,140点

M021-2 コンビネーション鉤（1個につき）

1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合

(1) 前歯 440点

(2) 犬歯・小臼歯 474点

(3) 大臼歯 545点

2 鑄造鉤又はレストに鑄造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合

(1) 前歯	27 点
(2) 犬歯・小臼歯	27 点
(3) 大臼歯	27 点
M021-3 磁性アタッチメント（1 個につき）	
1 磁石構造体	777 点
2 キーパー付き根面板	
（根面板の保険医療材料料（1 歯につき））	
キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。	
(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
イ 大臼歯	1,089 点
ロ 小臼歯・前歯	797 点
(2) 銀合金	
イ 大臼歯	75 点
ロ 小臼歯・前歯	56 点
（キーパー）	
1 個につき	233 点
M023 大連結子（1 個につき）	
1 鋳造バー	
(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	2,545 点
(2) 鋳造用コバルトクロム合金	19 点
2 屈曲バー	
不銹鋼及び特殊鋼	30 点
M030 有床義歯内面適合法	
軟質材料を用いる場合（1 顎につき）	
1 シリコン系	166 点
2 アクリル系	99 点

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」

（令和 8 年 3 月 5 日保医発 0305 第 2 号）の一部改定について）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（別紙 1） 材料料 M002 支台築造 （支台築造の保険医療材料料（1 歯につき）） ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。</p> <p>1 間接法 （1）メタルコアを用いた場合 イ 大臼歯 <u>137 点</u> ロ 小臼歯・前歯 <u>85 点</u> （2）（略） 2 （略） M005～M009 （略） M010 金属歯冠修復（1 個につき） 1 14 カラット金合金 （1）インレー 複雑なもの <u>2,401 点</u> （2）4 分の 3 冠 <u>3,001 点</u> 2 金銀パラジウム合金（金 12%以上） （1）大臼歯 イ インレー a 単純なもの <u>589 点</u></p>	<p>（別紙 1） 材料料 M002 支台築造 （支台築造の保険医療材料料（1 歯につき）） ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。</p> <p>1 間接法 （1）メタルコアを用いた場合 イ 大臼歯 <u>157 点</u> ロ 小臼歯・前歯 <u>98 点</u> （2）（略） 2 （略） M005～M009 （略） M010 金属歯冠修復（1 個につき） 1 14 カラット金合金 （1）インレー 複雑なもの <u>2,543 点</u> （2）4 分の 3 冠 <u>3,177 点</u> 2 金銀パラジウム合金（金 12%以上） （1）大臼歯 イ インレー a 単純なもの <u>629 点</u></p>

<ul style="list-style-type: none"> b 複雑なもの <u>1,089 点</u> ロ 5分の4冠 <u>1,371 点</u> ハ 全部金属冠 <u>1,725 点</u> 	<ul style="list-style-type: none"> b 複雑なもの <u>1,163 点</u> ロ 5分の4冠 <u>1,463 点</u> ハ 全部金属冠 <u>1,842 点</u>
(2) 小臼歯・前歯	(2) 小臼歯・前歯
イ インレー	イ インレー
<ul style="list-style-type: none"> a 単純なもの <u>401 点</u> b 複雑なもの <u>797 点</u> 	<ul style="list-style-type: none"> a 単純なもの <u>428 点</u> b 複雑なもの <u>851 点</u>
ロ 4分の3冠 <u>985 点</u>	ロ 4分の3冠 <u>1,052 点</u>
ハ 5分の4冠 <u>985 点</u>	ハ 5分の4冠 <u>1,052 点</u>
ニ 全部金属冠 <u>1,235 点</u>	ニ 全部金属冠 <u>1,318 点</u>
3 銀合金	3 銀合金
(1) 大臼歯	(1) 大臼歯
イ インレー	イ インレー
<ul style="list-style-type: none"> a 単純なもの <u>43 点</u> b 複雑なもの <u>75 点</u> 	<ul style="list-style-type: none"> a 単純なもの <u>47 点</u> b 複雑なもの <u>83 点</u>
ロ 5分の4冠 <u>97 点</u>	ロ 5分の4冠 <u>107 点</u>
ハ 全部金属冠 <u>119 点</u>	ハ 全部金属冠 <u>132 点</u>
(2) 小臼歯・前歯・乳歯	(2) 小臼歯・前歯・乳歯
イ インレー	イ インレー
<ul style="list-style-type: none"> a 単純なもの <u>27 点</u> b 複雑なもの <u>56 点</u> 	<ul style="list-style-type: none"> a 単純なもの <u>30 点</u> b 複雑なもの <u>61 点</u>
ロ 4分の3冠（乳歯を除く。） <u>68 点</u>	ロ 4分の3冠（乳歯を除く。） <u>76 点</u>
ハ 5分の4冠（乳歯を除く。） <u>68 点</u>	ハ 5分の4冠（乳歯を除く。） <u>76 点</u>
ニ 全部金属冠 <u>87 点</u>	ニ 全部金属冠 <u>97 点</u>
M010-2 （略）	M010-2 （略）
M010-3 接着冠（1歯につき）	M010-3 接着冠（1歯につき）
1 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	1 金銀パラジウム合金（金 12%以上）
(1) 前歯 <u>985 点</u>	(1) 前歯 <u>1,052 点</u>
(2) 小臼歯 <u>985 点</u>	(2) 小臼歯 <u>1,052 点</u>
(3) 大臼歯 <u>1,371 点</u>	(3) 大臼歯 <u>1,463 点</u>

2 銀合金		2 銀合金	
(1) 前歯	<u>68 点</u>	(1) 前歯	<u>76 点</u>
(2) 小臼歯	<u>68 点</u>	(2) 小臼歯	<u>76 点</u>
(3) 大臼歯	<u>97 点</u>	(3) 大臼歯	<u>107 点</u>
M010-4 根面被覆（1 歯につき）		M010-4 根面被覆（1 歯につき）	
1 根面板によるもの		1 根面板によるもの	
(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）		(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
イ 大臼歯	<u>589 点</u>	イ 大臼歯	<u>629 点</u>
ロ 小臼歯・前歯	<u>401 点</u>	ロ 小臼歯・前歯	<u>428 点</u>
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
イ 大臼歯	<u>43 点</u>	イ 大臼歯	<u>47 点</u>
ロ 小臼歯・前歯	<u>27 点</u>	ロ 小臼歯・前歯	<u>30 点</u>
2 (略)		2 (略)	
M011 レジン前装金属冠（1 歯につき）		M011 レジン前装金属冠（1 歯につき）	
1 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	<u>1,538 点</u>	1 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	<u>1,642 点</u>
2 銀合金を用いた場合	<u>192 点</u>	2 銀合金を用いた場合	<u>213 点</u>
M011-2～M016-3 (略)		M011-2～M016-3 (略)	
M017 ポンティック（1 歯につき）		M017 ポンティック（1 歯につき）	
1 鑄造ポンティック		1 鑄造ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）		(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
イ 大臼歯	<u>1,985 点</u>	イ 大臼歯	<u>2,120 点</u>
ロ 小臼歯	<u>1,495 点</u>	ロ 小臼歯	<u>1,597 点</u>
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
大臼歯・小臼歯	<u>91 点</u>	大臼歯・小臼歯	<u>100 点</u>
2 レジン前装金属ポンティック		2 レジン前装金属ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合		(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	
イ 前歯	<u>1,193 点</u>	イ 前歯	<u>1,274 点</u>
ロ 小臼歯	<u>1,495 点</u>	ロ 小臼歯	<u>1,597 点</u>
ハ 大臼歯	<u>1,985 点</u>	ハ 大臼歯	<u>2,120 点</u>
(2) 銀合金を用いた場合		(2) 銀合金を用いた場合	

イ 前歯	<u>116 点</u>	イ 前歯	<u>128 点</u>
ロ 小臼歯	<u>116 点</u>	ロ 小臼歯	<u>128 点</u>
ハ 大臼歯	<u>116 点</u>	ハ 大臼歯	<u>128 点</u>
M017-2～M019 (略)		M017-2～M019 (略)	
M020 鑄造鉤 (1 個につき)		M020 鑄造鉤 (1 個につき)	
1 14 カラット金合金		1 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	<u>3,154 点</u>	イ 大・小臼歯	<u>3,337 点</u>
ロ 犬歯・小臼歯	<u>2,566 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	<u>2,715 点</u>
(2) 二腕鉤 (レストつき)		(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イ 大臼歯	<u>2,566 点</u>	イ 大臼歯	<u>2,715 点</u>
ロ 犬歯・小臼歯	<u>1,970 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	<u>2,085 点</u>
ハ 前歯 (切歯)	<u>1,517 点</u>	ハ 前歯 (切歯)	<u>1,605 点</u>
2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	<u>1,588 点</u>	イ 大・小臼歯	<u>1,695 点</u>
ロ 犬歯・小臼歯	<u>1,242 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	<u>1,326 点</u>
(2) 二腕鉤 (レストつき)		(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イ 大臼歯	<u>1,090 点</u>	イ 大臼歯	<u>1,164 点</u>
ロ 犬歯・小臼歯	<u>948 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	<u>1,012 点</u>
ハ 前歯 (切歯)	<u>879 点</u>	ハ 前歯 (切歯)	<u>939 点</u>
3 (略)		3 (略)	
M021 線鉤 (1 個につき)		M021 線鉤 (1 個につき)	
1 (略)		1 (略)	
2 14 カラット金合金		2 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤	<u>1,475 点</u>	(1) 双子鉤	<u>1,561 点</u>
(2) 二腕鉤 (レストつき)	<u>1,140 点</u>	(2) 二腕鉤 (レストつき)	<u>1,206 点</u>
M021-2 コンビネーション鉤 (1 個につき)		M021-2 コンビネーション鉤 (1 個につき)	
1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金 (金 12%以上)、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合		1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金 (金 12%以上)、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	

(1) 前歯	<u>440 点</u>	(1) 前歯	<u>469 点</u>
(2) 犬歯・小臼歯	<u>474 点</u>	(2) 犬歯・小臼歯	<u>506 点</u>
(3) 大臼歯	<u>545 点</u>	(3) 大臼歯	<u>582 点</u>
2 (略)		2 (略)	
M021-3 磁性アタッチメント (1 個につき)		M021-3 磁性アタッチメント (1 個につき)	
1 (略)		1 (略)	
2 キーパー付き根面板		2 キーパー付き根面板	
(根面板の保険医療材料料 (1 歯につき))		(根面板の保険医療材料料 (1 歯につき))	
キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。		キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ 大臼歯	<u>1,089 点</u>	イ 大臼歯	<u>1,163 点</u>
ロ 小臼歯・前歯	<u>797 点</u>	ロ 小臼歯・前歯	<u>851 点</u>
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
イ 大臼歯	<u>75 点</u>	イ 大臼歯	<u>83 点</u>
ロ 小臼歯・前歯	<u>56 点</u>	ロ 小臼歯・前歯	<u>61 点</u>
(キーパー) (略)		(キーパー) (略)	
M023 大連結子 (1 個につき)		M023 大連結子 (1 個につき)	
1 鑄造バー		1 鑄造バー	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	<u>2,545 点</u>	(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	<u>2,718 点</u>
(2) (略)		(2) (略)	
2 (略)		2 (略)	
M030 (略)		M030 (略)	